

組織に絶望した二人が立ち向かうのは
**警察内部の闇と
 多国籍犯罪集団!!!**

一匹狼の新聞記者・甲斐明人と、美貌で伶俐な
 女性刑事・浅羽翔子が追う横浜の失踪事件―。



「私に警察を
 裏切れと
 言うんですか」

異境
 Ikyo

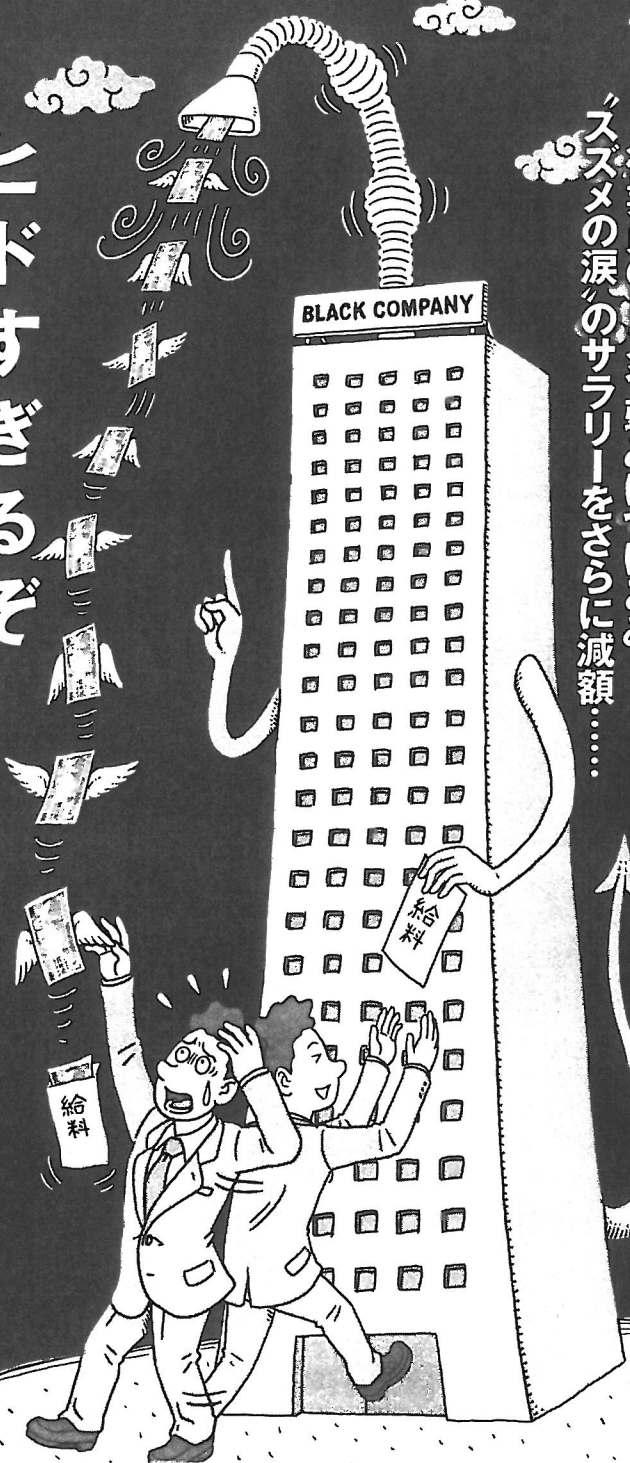
堂場瞬一
 「刑事・鳴沢了」シリーズ著者
 渾身の最新刊!



小学館

発売中 定価1,785円(税込) ISBN978-4-09-386305-6
 小学館委託者サービスセンター TEL.03-5281-3555 <http://www.shogakukan.co.jp>

従業員のミスや弱みにつけこみ、
 ススメの涙のサラリーをさらに減額……



ヒドすぎるぞ
 今どきブラック企業の
給与天引き「極悪手口」!!

長引く不景気にあつて会社の経営が苦しいのはわかる。でも、仕事にミスはつきもの。そのために、ただでさえ
 少ない俺たちの給料からピンハネするなんて冗談じゃない! そんな違法な、経費削減は絶対に許すな!!

営業車のかすり傷に10万円も請求された!

労働問題を扱う労働組合やNPO法人(特定非営利活動法人)団体には、近年、新種の労働相談が増えている。残業代未払いといった、会社が「払わない」ケースではなく、従業員に「払わせる」という逆のケースである。

水商売などでは、昔から遅刻や欠勤での過剰な罰金制度があるが、今はそれがあらゆる業界ではびこっているといふ。従業員の些細なミスにつけこみ、罰金を科し、果ては損害賠償請求までする。そして、スズメの涙の毎月の給料から天引き(一)してしまふ。まさにブラック企業そのもの! その恐ろべき手口とは?

理不尽な理由で、会社が従業員の給料の一部を奪う。誰でも入れる労働組合「首都圏青年ユニオン」(以下、ユニオン)の河添誠書記長は、そんなブラック企業と何度も交渉してきた。そんな河添氏が忘れられないのが某フティング会社だ。



請求された罰金は日給以上。同じように会社に目をつけられたアルバイト仲間の中には、罰金に加え「賞金を払わない!」と宣告され、3ヶ月間も給料を支払われない人もいた。

こうした悪質なボスティング会社はほかにも数社あり、なかには従業員の妻家に「損害賠償請求」までする会社もあった。

そんな会社、すぐに辞めて逃げればいい。

だが、Aさんは河添氏にこう答

えたという。

「怖くて怖くて、逃げても追いかけてくるような気がして……」問題はそれだけじゃない。

「本人には「罰金を払わずに辞めるのは悪いかな」との自覚の念もある。会社は労働者のそんな心理を学習済み。脅せばタダで働くかわかっているんです。こうした会社は、団体交渉をすればすぐに賞金を払いますが、困るのは、何ヶ月かするとまた同じ問題を起こすこと。相談は氷山の一角です」(河添氏)

従業員「私も悪い。払わなくては」という思いを巧みに利用できるのは、会社の備品を傷つけたり、破損したりした場合だ。

訪問介護会社勤務の正社員Bさんは、会社の営業車を壁にこすってしまった。

すると、会社は「修理費10数万円を×月×日までに払います。払えない場合は、違約金10万円を払います」との覚書にサインするよう求めてきた。

自分にも落ち度があるのでサインしかけたBさんだが、そのとき気になったのが、車にはほかの傷もたくさんあったことだ。

「傷の全部を修理する気では……。それに、こすっただけで10万円は高すぎる」

思いどもったBさんはサインを保留し、前出のユニオンに相談をした。ユニオンの河添氏は「サインしないでください。相手がゴネるなら弁護士を紹介しましょう」とアドバイス。これに従い、Bさんはサインを拒否。以後、給与から車の修理代を天引きされることもなく仕事を続けている。

しかし、ついサインしてしまった場合は? 河添氏は「ダメでも私たちのようなユニオンに加入して団

体交渉すれば、お金の奪還は可能です」とキッパリ。

それが次のようなケースだ。

多額の天引きでついに月給ゼロに!

防災機販売会社の正社員Cさんは、退職前日、パソコン操作中にハードディスクが壊れ、修理代として5万円を請求された。そして「おかしいなあ」と思いつつも給与天引きに同意するサインをしてしまった。

「でも退職後も「おかしいなあ」って。それでユニオンに加入しました」

そして、ユニオンメンバーも同席して団体交渉を始めると、最初の交渉後に5万円が戻ってきた。実はこういうケースをユニオンでは20件ほど手がけているが、団体交渉を行なうとほぼ100パーセント勝つという。

「なぜなら、会社はこの件を表沙汰にされたくない。何よりもし不正をしている」との自覚があるからです(苦笑)(河添氏)

従業員に損害賠償を請求したり、罰金を科したりということは、そもそも違法だということ? 「泥酔して事故を起こしたり、故意に重大な過失を犯した場合などを除き、労働基準法では、天引きによる損害賠償を禁じ、罰金の徴収も賞金の10%以内と定めていま

す。それも労働者と合意した就業規則があり、罰金に合理的理由がある場合だけ」(河添氏)

専門家からすれば基本的なこともなかもたないけれど、知らない人も多いはず。だからこそ、会社はつけこんでくるのだ。

誰でも入れる労組「全国一般東京東部労働組合」(以下、東部労組)にも年に数十件、同様の相談が寄せられる。

●イベント会社の男性アルバイト
結婚式場で撮影用カメラを落とした。会社は新品の購入代金を請求。払うべきなのか。

●製造業の男性正社員
製造ラインで不良品を出した。会社は「賠償代わりだ」と残業代ゼロ、休日タダ出勤を強いる。これは合法なのか?

これらの事例に東部労組の河添存執行委員長は「理不尽です」と怒る。

「工場などでは、必ず不良品は出る。だから「歩留まり」という言葉がある。また、工場に限らず、労働にミスはつきもの。それらリサイクルの精度を上げることこそ会社の使命のほうです」

だが、「社員を一人前にしよう」という会社は徐々に減っている「(菅野氏)」

次のケースは、同労組の相談事例でも特殊かつ悪質なものだ。某IT企業のDさんは社長を務めている。だが……

「実は、私は「名ばかり代表取締役」なんです。やっている仕事は雑務だけ。実質的な経営者は経営不振の責任回避のため、絶対に表には出ません。その証拠を残さないため、会社のPCでのメール連絡すら厳禁です」

そして、驚くのがDさんをはじめ従業員に科せられている罰金の実態だ。

「アルバイトの遅刻は罰金5千円。欠勤が1万円。正社員なら、遅刻2万、欠勤5万です。」「仕事をマジメにやらない」と、給料から天引きされるところが、給料ゼロにされた人もいます」

実はこういった事例は、中小企業に限らず、実は大手企業でも増えている。



「そう見なされるんです」

同社の正社員Eさんが憤る。

「若資格者に仕事をお願いして、おまはラクをしているから」という理屈です」

Eさんは不合格組のひとつ。会社はEさんから9千円徴収し、その金は部署のチームの飲み代に充当された……。

労働問題を扱うNPO法人「POSSSE」にも連大手企業に勤める社員から相談が寄せられる。連大手ホテルチェーンの名はか

り総支配人のFさん。プロック長から毎日バワハラを受け、些細なミスを指摘されては「おまは明日から交通費なしだ」と自腹通勤を命じられたり、「30万円の罰金だ!」と給料から天引きされたりしてきた。

加えて昨年末「来週クビ!」と突然解雇。解雇まで1ヶ月を切った場合の解雇通告には、1ヶ月分の給与相当額を支払わねばならないのに、それもなかった。退職後、労基法での「正当な理

由なき解雇の禁止」を知ったFさんは「許せない。訴える!」と闘うつもりだ。

前出の河添氏や菅野氏によると、最近増えている相談には典型的なケースがあるという。タダで辞めさせようとする作戦だ。

「会社に「辞めたい」と「辞意を伝える」と「辞めていいが、今までの過失に損害賠償を請求する。最後の給与から天引きして相殺する」と言うのです。もちろん、違法行為です。しかも、それはたいがい給与を上回る請求なので、「払えない」と答えると「それなら、給与も退職金もゼロ」と言ってくる」(河添氏)

こんなケースでは、労働者はなかなか辞められない。給与も退職金ももらえずに辞めたら、アテにできるのは長くて15日間の失業給付しかないからだ。

「少なくとも、個人にペナルティを科して会社運営など許されないう。会社とは本来、豊かな人材を育てる場所なんです」(菅野氏)

長引く不景気下にあつて激増中のブラック企業。残念ながら、入社前からの見分けては難しい。

だが、覚えておいてほしいのは、理不尽な給与天引きに従う必要はないということ。自信を持って「NO」と言う。もし、それが言えないのなら、すぐに労組やNPOに相談しよう。絶対に泣き寝入りしてはいけない!

「工場などでは、必ず不良品は出る。だから「歩留まり」という言葉がある。また、工場に限らず、労働にミスはつきもの。それらリサイクルの精度を上げることこそ会社の使命のほうです」

だが、「社員を一人前にしよう」という会社は徐々に減っている「(菅野氏)」

次のケースは、同労組の相談事例でも特殊かつ悪質なものだ。某IT企業のDさんは社長を務めている。だが……

「不動産販売で有名な大手X社の例を紹介しよう。マンション販売の重要事項を客に説明するには、「宅地建物取引主任者」の資格が必要だ。

X社の社員は9千円の罰金が徴収される。不合格が会社への損害になるのか?

「その資格試験に不合格となったX社の社員は9千円の罰金が徴収される。不合格が会社への損害になるのか?

「その資格試験に不合格となったX社の社員は9千円の罰金が徴収される。不合格が会社への損害になるのか?

「その資格試験に不合格となったX社の社員は9千円の罰金が徴収される。不合格が会社への損害になるのか?